

石川県災害ボランティアバンク設置・運営要綱

(目的)

第1条 災害時のボランティア募集の迅速化と平時からの災害ボランティアに対する県民意識の高揚を図るため、石川県災害ボランティアバンク（以下「災害ボランティアバンク」という。）を設置し、災害時、ボランティア活動を行う意志のある個人・団体（以下「災害ボランティア」という。）を事前に登録することに関し、
必要な事項を定め、ボランティア活動の円滑な推進に資することを目的とする。

(設置・運営主体)

第2条 災害ボランティアバンクの設置・運営主体は、石川県県民文化スポーツ部 女性活躍・県民協働課（以下「登録機関」という。）とする。

(登録事項)

第3条 災害ボランティアとして登録する事項は、別表のとおりとする。

(登録要件)

第4条 災害ボランティアとして登録する個人又は団体は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 災害が発生した際に、被災地等でボランティアとして活動する意志のある個人又は団体であること。但し、団体は石川県内に所在する団体に限るものとする。

(2) 個人又は団体を構成する者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、15歳以上であること。

(3) 本要綱を遵守する者であること。

2 第1項の規定にかかわらず、本要綱施行以後、石川県災害ボランティアコーディネーターとして登録される者は、この要綱に基づいて登録された災害ボランティアとみなす。

(登録手続き)

第5条 災害ボランティアとして登録を希望する者は、次の各号のいずれかにより登録申込みを行うものとする。

(1) 石川県ホームページの災害ボランティアバンク登録フォームにおいて、必要事項を入力する。

- (2) 災害ボランティアバンク登録申込書（様式1）に必要事項を記載の上、登録機関に郵送またはFAX等により提出する。
- 2 登録機関は、前項の（1）及び（2）により、入力又は提出された登録申込みの必要事項が前条の条件を満たしているか確認し、災害ボランティアバンクへの登録を行う。
- 3 登録機関は、登録した個人又は団体（以下「登録者」という。）に対し、電子メール等で登録された旨を通知する。

（登録者名簿の取扱い）

- 第6条 登録機関は、災害ボランティア活動を促進するため、災害ボランティアバンク登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）を作成する。
- 2 登録機関は、登録者の同意のもとに、登録者名簿を石川県内の災害ボランティア関係機関（県庁及び市町防災・災害ボランティア担当課、日本赤十字社石川県支部、県・市町社会福祉協議会）に提供できるものとする。

（登録の変更）

- 第7条 登録者は、登録した事項に変更が生じた場合は、災害ボランティア登録変更届（様式2）を登録機関に速やかに提出するものとする。

（登録の抹消）

- 第8条 登録機関は次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。
- (1) 登録者から、災害ボランティア登録辞退届（様式3）の提出があったとき。
- (2) 登録機関が登録者として、不適格と認めたとき。

（登録者への情報提供）

- 第9条 登録機関は、次の各号に掲げる情報を、登録者に対して適宜提供する。
- (1) 災害発生後における、被災地の災害ボランティア募集情報などを電子メールで提供する。
- (2) 平常時における、災害ボランティア活動に関連する研修会・訓練の情報などを電子メール又は郵送で提供する。

（費用弁償等）

- 第10条 登録者は、登録機関に対して、ボランティア活動の実施について報酬及び

費用弁償を請求することはできない。

- 2 登録者は、登録機関に対して、ボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることはできない。
- 3 登録者は、登録者名簿の提供を原因とするトラブル等について補償を求めることはできない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、災害ボランティアバンクの設置・運営に関し必要な事項は登録機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。
一部改正 平成 29 年 4 月 1 日改正 同日施行
一部改正 令和 2 年 3 月 1 日改正 同日施行
一部改正 令和 2 年 5 月 12 日改正 同日施行
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日改正 同日施行